無電柱化対応方策記者発表資料
（令和4年4月20日）より抜粋

市街地開発事業等における無電柱化費用負担の見直し

○　市街地開発事業等における地区内道路の多くが電線共同溝法の指定を受けない生活道路であり、関係約款等により全額要請者負担とされることから、施行者等の負担が過大※。

※ 一般的な住宅地開発では戸当り150～250万円とされ、販売価格転嫁が困難。

※ 区画整理の場合は地権者の減歩によることとなり、事業性に影響。

○　この点について、市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに実施される無電柱化について、一般送配電事業者が一部費用を負担するよう託送供給等約款を改定（2022年1月より運用開始）。また、施行者等負担分について、令和4年度に新たな支援制度「無電柱化まちづくり促進事業」を創設。
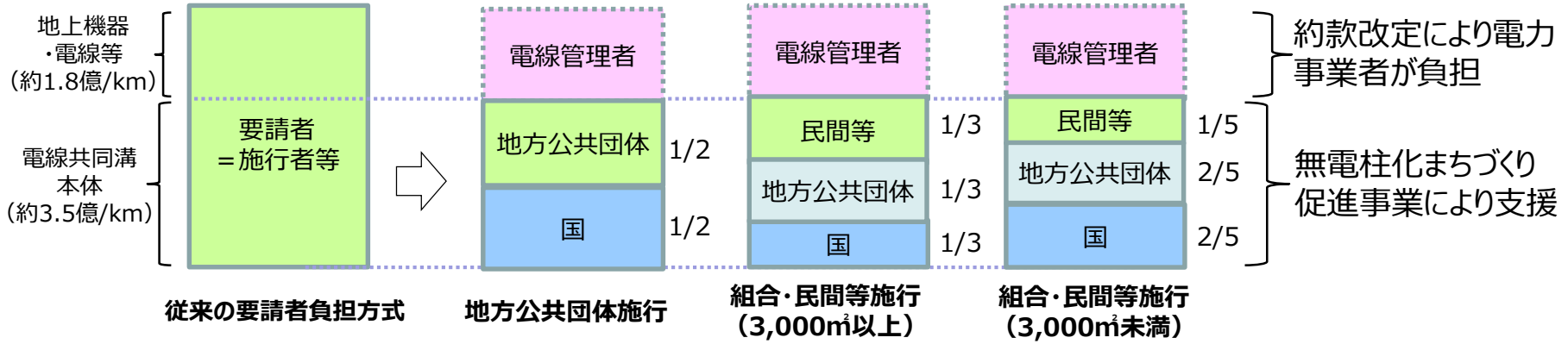
新たな制度等の活用による施行者等の負担軽減（イメージ）